



成迫社会保険労務士法人
〒390-0817 長野県松本市巾上9-9
TEL0263-33-2223/FAX0263-33-2299

株式会社 経理代行
〒390-0816 長野県松本市中条 2-20
TEL0263-38-7300/FAX0263-38-7301

平成 28 年度の最低賃金改定速報

●平成 28 年 10 月改定の最低賃金の目安が発表されました！

全国平均は 25 円引き上げとなり、**823 円**になる見込みです。長野県は 24 円引き上げとなり、**770 円**になる見込みです。昨年度は 18 円の引き上げで 746 円でしたので、毎年度上げ幅は拡大しています。時間給の方は確認し易いですが、日給や月給（日給月給含む）の方は所定労働時間から時間当たりの金額を算出する必要があります。

例：月の所定労働時間が **170 時間**の事業所の場合



今年度最低賃金※目安 **770 円**

月給 127,000 円の従業員の場合
時間当たりの単価 **747 円**

昨年度最低賃金 **746 円**

月給 **130,900 円**※1 まで
引き上げることで
最低賃金クリア！

※1 事業所の月の所定労働時間により、金額は異なりますのでご注意ください。

最低賃金に含める賃金は、基本給と諸手当（資格手当や事務手当等の固定的に支給されるもの）です。ただし、諸手当のうち通勤手当、精皆勤手当、家族手当は含めることができません。また、定額残業手当等の所定外労働に対する手当についても含めることはできません。

最低賃金 1,000 円以上への引き上げという動きの中、今後も最低賃金の上昇傾向は続く予測されます。最低賃金を下回っている場合 50 万円以下の罰則が科される可能性があります。今後の動きを注視しつつ、今年の改定予定の 770 円についてもチェックをお願いします。なお、業種によっては特定最低賃金（医療用品製造業 823 円など）が適用になる場合がありますので、ご確認をお願いします。

●従業員の賃金引上げに対する助成金（業務改善助成金）

≪主な要件≫※最低賃金を下回っている場合は対象外です。

- ・時間給 800 円未満の従業員の賃金を 40 円以上引上げる（750 円未満の場合 30 円、1,000 円未満の場合 60 円、800 円以上～1,000 円未満の場合 90 円又は 120 円引上げる）
- ・労働能率の増進に資する設備・機器の導入により業務改善を行い、費用を支払う
（例：リフト付特殊車両の導入による送迎時間の短縮など）

引上げ前の時間給と引上げ額に応じて助成金額が変わります。賃金を引上げる前に届出が必要です。その他詳細な要件がございます。詳しくは弊社担当者までご相談下さい。

もうすぐ年末調整、提出書類の紛失にご注意ください！

今年の年末調整は、マイナンバーの回収が本格的に始まり、慌ただしくなることが想定されます。書類の再発行にも時間がかかりますので、従業員の皆様に紛失しないようお声掛けをお願いします。

《 紛失しやすい書類 》

- 生保、損保、地震保険の保険料控除証明書 10 月頃から届き始めます
- 国民年金保険料控除証明書 11 月上旬ころ発送になるようです
- 前職源泉徴収票 中途入社で 1/1 以降前職で給与の支払いがある方

なお、事業所で今年中途退職された方で源泉徴収票の再発行の依頼がありましたら、お早めにご連絡ください。